

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 9 月 21 日

申請者	フリガナ 氏名又は名称	ニシムラ イドウキョウカブシカイシャ 西村水道工業株式会社
	住所	大阪府堺市中区伏尾761-2
	フリガナ 代表者氏名	タニョウトリシマリヤク ニシムラ ナホ 代表取締役 西村 尚子
	電話番号	072-278-9880
	FAX番号	072-278-9880
	メールアドレス	info@nishimura-suidou.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数	1	者
----------------	---	---

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	レ	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 9 月 12 日

届出者

氏名又は名称 西村水道工業株式会社
住 所 大阪府堺市中区伏尾761-2
代表者氏名 代表取締役 西村 尚子

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ニシムスイドウカギョウカブシカイシャ 西村水道工業株式会社		
住 所	大阪府堺市中区伏尾761-2		
フリガナ 代表者の氏名	ダイボウトシムスイドウカブシカイシャ 代表取締役 西村 尚子		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役 西村 英二	代表取締役 西村 尚子	
役員	取締役 西村 英二		
役員		取締役 山西 清文	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2号（第4条第3項第1号関係）

誓約書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
橿原市指定給水装置工事事業者規程第5条第3号
アからオまでのいずれにも該当しない者であるこ
とを誓約します。

令和5年9月12日

申請者

氏名又は名称 西村水道工業株式会社

〒599-8254

住所 大阪府堺市中区伏尾761-2

代表者氏名 代表取締役 西村 尚子

TEL 072-278-9880



橿原市長 殿

履歴事項全部証明書

大阪府堺市中区伏尾761番地の2
西村水道工業株式会社

会社法人等番号	1201-01-006213	
商号	西村水道工業株式会社	
本店	大阪府堺市伏尾761番地の2	平成4年4月1日変更
	大阪府堺市中区伏尾761番地の2	平成18年4月1日変更 平成18年6月5日修正
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和52年2月28日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管工事業及び水道施設工事業 2. 土木工事業 3. 貯水槽、高架水槽の清掃の事業 4. 舗装工事業 5. 産業廃棄物の収集運搬業 6. 消防施設工事業 7. 内装仕上工事業 8. 塗装工事業 9. 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与及び販売事業 10. 建築工事業 11. 上記に付帯関連する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成25年1月4日変更 平成25年3月15日登記</p>	
発行可能株式総数	5万6000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 4万株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する <p style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記</p>	
資本金の額	金2000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	

大阪府堺市中区伏尾761番地の2
西村水道工業株式会社

役員に関する事項	取締役 西村リク	平成29年11月25日重任 平成29年11月27日登記
	取締役 西村尚子	平成29年11月25日重任 平成29年11月27日登記
	取締役 山西清文	平成29年11月25日就任 平成29年11月27日登記
	大阪府堺市中区伏尾761番地2 代表取締役 西村尚子	平成29年11月25日重任 平成29年11月27日登記
	監査役 吉岡秀郎	平成29年11月25日重任 平成29年11月27日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成29年11月27日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年7月4日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和5年9月25日

大阪法務局堺支局
登記官

井手繁樹



西村水道工業株式会社 定款

昭和 年 月 日 作成
昭和 年 月 日 公証人認証
昭和52年 2月28日 会社設立

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、西村水道工業株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業及び水道施設工事業
2. 土木工事業
3. 貯水槽、高架水槽の清掃の事業
4. 舗装工事業
5. 産業廃棄物の収集運搬業
6. 消防施設工事業
7. 内装仕上工事業
8. 塗装工事業
9. 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与及び販売事業
10. 建築工事業
11. 上記に附帯関連する一切の業務

平成 25 年 1 月 4 日 変更 平成 25 年 3 月 15 日登記

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府堺市に置く。

(広告の方法)

第 4 条 当社の広告は、官報に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行する株式の総数)

第 5 条 当社の発行する株式の総数は、32,000株とし、
その株はすべて額面株式とする。

(額面株式1株に金額)

第 6 条 当社の発行する額面株式に1株の金額は、金500円とする。

(株 券)

第 7 条 当会社の株券はすべて記名式とし、1株券、10株券、100株券、500株券及び1,000株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(名義書換)

第 9 条 当会社の株式につき名義書換を請求するには、当社で定める請求書に記名押印し、これに、株券を添えて提出しなければならない。

- 2 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、当社の請求によりその事由を証する書面及び株券を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 11 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- 2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本または謄本を添えて提出しなければならない。

(手 数 料)

第 12 条 前3条に定める請求を刷る場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株式名簿の閉鎖)

第 13 条 当社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

- 2 前項の場合のほか株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、また基準日を定める事ができる。この場合には、その期間または基準日を2週間前に公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

- 第 14 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名住所及び印鑑を当会社に届けでなければならない。
届出事項に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

- 第 15 条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(議 長)

- 第 16 条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。
社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代る。

(決 議)

- 第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第 4 章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

- 第 18 条 当会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とする。

(取締役及び監査役の選任)

- 第 19 条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において発行済株式の総数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
- 第 20 条 取締役及び監査役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

- 第 21 条 取締役会は、その定めによるところによりこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対して会日に3日前に発するものとする。
但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 22 条 当会社に社長1名を、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。
- 2 社長は当会社を代表する。
 - 3 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

- 第 23 条 社長は、当会社の業務を執行し、専務取締役または常務取締役は、社長を補佐してその業務を常掌する。
- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬及び退職慰労金)

- 第 24 条 取締役及び監査役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

(営業年度)

- 第 25 条 当会社の営業年度は毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする

(利益金の処分)

- 第 26 条 毎決算期の純利益金に前期繰越金を加えたものをもって未処分利益金とし、これを次のとおり処分するものとする。
- 1.法定利益準備金 金銭による利益配当額の100分の10以上
 - 1.別 途 積 立 金 若 干
 - 1.株 主 配 当 金 若 干
 - 1.役 員 賞 与 金 若 干
 - 1.後 期 繰 越 金 若 干

(利益配当及び中間配当)

- 第 27 条 利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主または、質権者に配当する。
- 2 中間配当金は、取締役会の決議により、毎年2月末日現在における株主名簿に記載された株主または質権者に対し、商法第293条15に規定に従い金銭の分配をすることができる。

上記は、当社の現行定款に相違しません。

令和

平成 5 年 9 月 / 日

西村水道工業株式会社

代表取締役 西村 尚子

